

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (令和 6 年第 3 回青森市議会定例会提出予定案件)

1 青森県後期高齢者医療広域連合について

青森県後期高齢者医療広域連合は、地方自治法第 291 条の 2 の規定に基づき、平成 20 年 4 月から開始した、後期高齢者医療制度を運営するために設置された特別地方公共団体で、青森県内の全市町村をもって組織されている。

広域連合が保険者として、後期高齢者医療保険運営全般を行い、市町村では窓口業務や保険料徴収等を行っている。

2 規約の変更理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証が廃止となることに伴い、広域連合規約の一部を変更するものである。

3 変更内容

○青森県後期高齢者医療広域連合規約 別表第 1

後期高齢者医療の事務のうち、市町村において行う事務を規定した別表第 1 の 2 及び 3 について「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。(施行期日 令和 6 年 12 月 2 日)

別表第 1

《変更前》

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 1 から 5 までに掲げる事務に付随する事務

《変更後》

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 資格確認書等の引渡し
- 3 資格確認書等の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 1 から 5 までに掲げる事務に付随する事務

※広域連合の規約の変更については、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされている。